

山吹ほたるパーク指定管理者の選定について

1 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が指定管理者の候補者を決定します。提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、下記選定基準及び審査項目に基づき採点を行います。

2 選定までの流れ

（１）応募者の審査

担当部局において提出された事業計画書等の書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。選定委員会においては、担当部局の審査結果並びにプレゼンテーション・ヒアリングをもとに審査し、指定管理者の候補者を決定します。

（２）審査結果の通知及び公表

審査結果については、書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

（３）協定の締結

高森町と指定管理者の候補団体は高森町山吹ほたるパークの管理に係る詳細について協議を行い、指定議案及び予算案の議決後、協定を締結します。

3 選定基準及び審査項目

（１）選定基準

候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準に基づき総合的に判断します。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

① 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。

② 特定の団体等を優遇する恐れはないか。

③ 情報公開、個人情報の保護にかかる措置が適切に講じられる見込みがあるか。

イ 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。

① 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。

② 自主事業等計画書の内容は適切か。

③ 利用者に対するサービスの向上策は適切か。

ウ 管理に係る経費の節減が図られるものであること。

① 総合的に収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。

② 経費節減のための方針は適切か。

エ 公の施設の管理を安定して行う物的、人的能力を有していること。

① 維持管理業務を行う物的、人的能力を有していること。

② 施設の管理運営業務にかかる職員体制（管理体制、緊急時の対応）は十分なもののか。

③ 法人等の経営状況に問題はないか。

（２）審査項目

審査項目は次のとおりとします。

ア 管理運営を行うにあたっての方針について

イ 団体の経営方針について（理念／組織体制／経営安定性・継続性）

ウ 同様、類似施設の管理運営実績について

エ 施設の有効活用について（施設の現状に対する考え方及び将来展望／利用率・利用者増加に向けた取り組み／町指定事業（行催事）計画／自主事業計画）

オ 利用者対処について（利用者要望の把握・反映／利用者トラブルの未然防止と対処法）

カ 事業収支について（指定事業・自主事業における収支の妥当性／町負担額の縮減策／再委託の妥当性）

キ 施設の管理運営全般について（職員の配置・研修計画／平等利用／経理／施設・備品の維持管理／セルフモニタリング）

ク 危機管理対策について（安全対策／個人情報の保護／防犯・防災／緊急時の対応・体制）

ケ 地域との連携について（地元雇用／地元事業者の活用／障がい者就労支援施設等からの物品及び役務の調達）

コ その他、当該施設固有の特殊事情について

４ 指定管理者の候補者選定後の手続き等

指定管理者の指定に関する事項について、議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

「基本協定」「年度協定」の内容については、町と指定管理者で協議の上作成するものとし、供用時間や利用料金等毎年度の施設の運営状況を鑑みて最適な運営を行うことができるよう修正等を加えていくものとする。

●基本協定の主な内容（予定）

①業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）

②遵守事項

③指定管理料に関する事項

④管理業務に関するリスク分担事項

- ⑤実施計画書の提出に関する事項
- ⑥定期報告事項
- ⑦事業報告書の提出に関する事項
- ⑧秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ⑨管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- ⑩指定の取消し等に関する事項
- ⑪損害賠償に関する事項
- ⑫施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑬権利譲渡等の制限に関する事項
- ⑭その他

●年度協定の主な内容（予定）

- ①管理業務の内容に関する事項
- ②指定管理料の額に関する事項
- ③その他